

○岡山県警察緊急事態等初動措置要綱の制定について(通達)

(平成 11 年 11 月 24 日岡備第 332 号／岡務第 586 号／岡生企第 423 号／岡刑企第 346 号
／岡交企第 393 号／岡公第 155 号警察本部長例規)

(概要)

この要綱は、緊急事態等が発生した場合における初動措置について、基本的事項を定めたものである。

主な内容は、

- 1 目的
- 2 定義
- 3 基本方針
- 4 緊急事態等発生時の対応
- 5 初動措置
- 6 平素の措置
- 7 体制の移行等

である。